

## 平成28年9月市議会定例会提出予定案件

### (議案)

- 1 茨木市有功者を定めることについて
- 2 茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 3 茨木市立斎場条例の一部改正について
- 4 茨木市営住宅条例の一部改正について
- 5 茨木市下水道条例及び茨木市公設浄化槽条例の一部改正について
- 6 平成27年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 7 平成27年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 8 市道路線の認定について
- 9 市道路線の変更について
- 10 財産(土地)の処分について(彩都あかね21番・22番)
- 11 財産(土地)の処分について(彩都あかね3番)

### (認定)

- 1 平成27年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 平成27年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 平成27年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 平成27年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 平成27年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 平成27年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 平成27年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 平成 27 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 2 平成 27 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 3 平成 27 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 4 放棄した債権の報告について

議案第 58 号	茨木市有功者を定めることについて
<p>○ 茨木市有功者表彰条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく提案</p> <p>○ 前茨木市水道事業管理者 <small>こ に し も り と</small> 小 西 盛 人</p> <p>○ 在任期間 平成 2 4 年 7 月 1 日～平成 2 8 年 6 月 3 0 日（4 年）</p>	
議案第 59 号	茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
<p>○ 公職選挙法施行令の改正に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容 公費負担の限度額を引上げる</p> <p>①選挙運動用自動車の借入れに要する費用 1 日当たり 15,300 円 → 15,800 円</p> <p>②選挙運動用自動車の燃料の供給に要する費用 1 日当たり 7,350 円 → 7,560 円</p> <p>③選挙運動用ビラの作成に要する費用 1 枚当たり 7 円 30 銭 → 7 円 51 銭</p> <p>④選挙運動用ポスターの作成に要する費用 1 人当たり  <math>(510 \text{ 円 } 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 301,875 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数} \times \text{作成枚数}</math>  ↓  <math>(525 \text{ 円 } 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数} \times \text{作成枚数}</math></p> <p>・ 施 行 日 公布の日</p>	
議案第 60 号	茨木市立斎場条例の一部改正について
<p style="text-align: right;">10 頁参照</p> <p>○ 第 3 告別式場の改修による使用料の変更等に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>①第 3 告別式場 180 席（104,100 円／1 葬儀） → 50 席（29,800 円／1 葬儀）・80 席（45,600 円／1 葬儀）</p> <p>②第 3 親族控室 12,600 円／1 葬儀 → 5,400 円／1 葬儀</p> <p>③第 1・第 2 法要室（1 葬儀／1,000 円） 新設 第 2 控室 廃止</p> <p>・ 施 行 日 平成 2 8 年 1 1 月 1 日</p>	

## ○ 入居者の不正行為等により適切に対応すること等に伴う所要の改正

## ・ 主な改正内容

入居者の不正行為による入居等により明渡し請求を行ったときの金銭の徴収について、条例で明確に規定

事由	期間	請求額
ア) 入居時の不正行為による明渡し請求	入居日から請求日まで	近傍同種の住宅家賃（改良住宅は家賃の限度額）とそれまでに支払を受けた家賃の差額に年 5 分の利息を付加した額
	請求日の翌日から明渡し日まで	近傍同種の住宅家賃（改良住宅は家賃の限度額）の 2 倍以下の額
イ) ア) 以外の事由(※)による明渡し請求	請求日の翌日から明渡し日まで	近傍同種の住宅家賃（改良住宅は家賃の限度額）の 2 倍以下の額

## (※)の事由

- ・ 家賃を 3 月以上滞納したとき
- ・ 市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき
- ・ 失火等により、市営住宅又は共同施設に著しい被害を与えたとき
- ・ 他に住宅を取得する等、生活の本拠を移したとき又は正当な事由によらないで 30 日以上市営住宅を使用しないとき
- ・ 条例の規定（同居等の承認、入居者の義務等、禁止行為等）に違反したとき
- ・ 暴力団員であることが判明したとき

・ 施行日 平成 28 年 10 月 1 日

## ○ 下水道使用料及び公設浄化槽使用料の見直しに伴う所要の改正

## ・ 改正する条例

- ①茨木市下水道条例
- ②茨木市公設浄化槽条例

## ・ 改正内容

- ①基本料金の見直し 440 円 → 500 円
- ②従量料金の見直し
 

1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> まで	36 円	→	37 円
11 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> まで	95 円	→	98 円
21 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> まで	121 円	→	126 円

 ほか

・ 施行日 平成 29 年 4 月 1 日



議案第 67 号	財産（土地）の処分について（彩都あかね 2 1 番・2 2 番）	15 頁参照															
<p>○ 彩都中部地区の普通財産について企業等の誘致を図るため処分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分の金額 1 6 5, 3 0 0, 0 0 0 円</li> <li>・ 処分の相手方 茨木市東福井一丁目 1 2 番 1 3 号 ゴウダ株式会社 代表取締役 <small>ごうだ じゅんいち</small> 合田 順一</li> <li>・ 処分財産 茨木市彩都あかね 2 1 番（面積 544.09 m<sup>2</sup>） 茨木市彩都あかね 2 2 番（面積 5,622.64 m<sup>2</sup>） 合計面積 6,166.73 m<sup>2</sup></li> </ul>																	
議案第 68 号	財産（土地）の処分について（彩都あかね 3 番）	15 頁参照															
<p>○ 彩都中部地区の普通財産について企業等の誘致を図るため処分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分の金額 1 9 7, 0 0 0, 0 0 0 円</li> <li>・ 処分の相手方 茨木市東福井一丁目 1 2 番 1 3 号 ゴーテック株式会社 代表取締役 <small>ごうだ じゅんいち</small> 合田 順一</li> <li>・ 処分財産 茨木市彩都あかね 3 番 面積 6,148.71 m<sup>2</sup></li> </ul>																	
認定第 1 号	平成 27 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について																
<p style="text-align: right;">（平成 26 年度）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 歳入決算額</td> <td style="width: 30%;">8 5, 9 0 0, 0 1 0, 4 4 2 円</td> <td style="width: 40%;">(88,963,230,805 円)</td> </tr> <tr> <td>・ 歳出決算額</td> <td>8 4, 5 7 5, 0 6 6, 8 3 4 円</td> <td>(87,801,652,918 円)</td> </tr> <tr> <td>・ 歳入歳出差引額</td> <td>1, 3 2 4, 9 4 3, 6 0 8 円</td> <td>(1,161,577,887 円)</td> </tr> <tr> <td>・ 翌年度へ繰越すべき財源</td> <td>4 1 2, 4 3 8, 2 1 6 円</td> <td>(306,182,506 円)</td> </tr> <tr> <td>・ 実質収支</td> <td>9 1 2, 5 0 5, 3 9 2 円</td> <td>(855,395,381 円)</td> </tr> </table>			・ 歳入決算額	8 5, 9 0 0, 0 1 0, 4 4 2 円	(88,963,230,805 円)	・ 歳出決算額	8 4, 5 7 5, 0 6 6, 8 3 4 円	(87,801,652,918 円)	・ 歳入歳出差引額	1, 3 2 4, 9 4 3, 6 0 8 円	(1,161,577,887 円)	・ 翌年度へ繰越すべき財源	4 1 2, 4 3 8, 2 1 6 円	(306,182,506 円)	・ 実質収支	9 1 2, 5 0 5, 3 9 2 円	(855,395,381 円)
・ 歳入決算額	8 5, 9 0 0, 0 1 0, 4 4 2 円	(88,963,230,805 円)															
・ 歳出決算額	8 4, 5 7 5, 0 6 6, 8 3 4 円	(87,801,652,918 円)															
・ 歳入歳出差引額	1, 3 2 4, 9 4 3, 6 0 8 円	(1,161,577,887 円)															
・ 翌年度へ繰越すべき財源	4 1 2, 4 3 8, 2 1 6 円	(306,182,506 円)															
・ 実質収支	9 1 2, 5 0 5, 3 9 2 円	(855,395,381 円)															

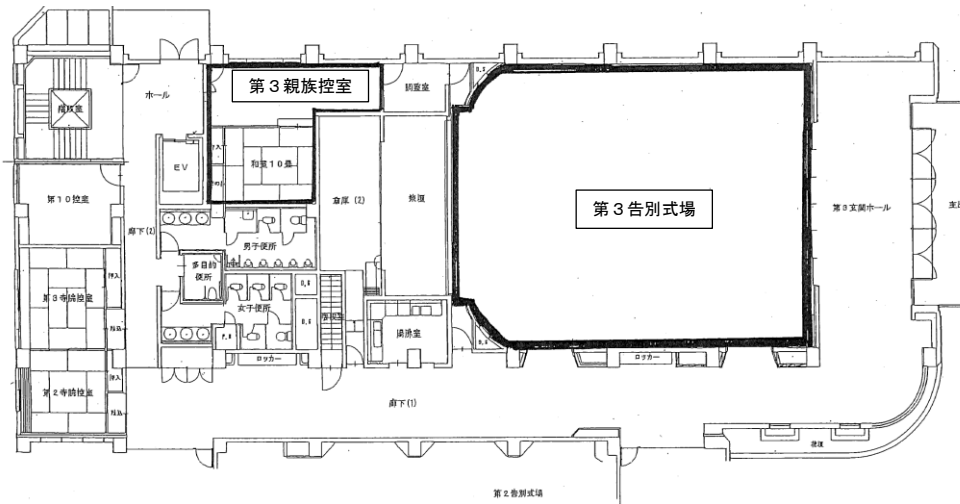
認定第 2 号	平成 27 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	
		(平成 26 年度)
・歳入決算額	5,333,711,380 円	(5,422,024,315 円)
・歳出決算額	92,232,689 円	(92,579,708 円)
・歳入歳出差引額	5,241,478,691 円	(5,329,444,607 円)
認定第 3 号	平成 27 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 26 年度)
・歳入決算額	33,393,628,998 円	(28,685,114,484 円)
・歳出決算額	33,237,532,126 円	(28,539,238,165 円)
・歳入歳出差引額	156,096,872 円	(145,876,319 円)
認定第 4 号	平成 27 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	
		(平成 26 年度)
・歳入決算額	3,408,560,771 円	(3,305,517,996 円)
・歳出決算額	3,285,839,550 円	(3,186,892,690 円)
・歳入歳出差引額	122,721,221 円	(118,625,306 円)
認定第 5 号	平成 27 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 26 年度)
・歳入決算額	15,821,424,857 円	(15,247,485,127 円)
・歳出決算額	15,549,629,079 円	(15,105,205,969 円)
・歳入歳出差引額	271,795,778 円	(142,279,158 円)

認定第 6 号	平成 27 年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について	
<p>(収益的収支) ※消費税及び地方消費税を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入決算額 6,959,650,611円</li> <li>・支出決算額 6,198,134,424円</li> <li>・収入支出差引額 761,516,187円</li> </ul> <p>(資本的収支) ※消費税及び地方消費税を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入決算額 2,376,409,102円</li> <li>・支出決算額 4,544,573,026円</li> <li>・収入支出差引額 △2,168,163,924円</li> </ul> <p>※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金処分額で補てん</p>		
認定第 7 号	平成 27 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	
<p>(収益的収支) ※消費税及び地方消費税を除く (平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入決算額 5,346,134,723円 (5,421,427,912円)</li> <li>・支出決算額 4,590,908,176円 (4,966,217,861円)</li> <li>・収入支出差引額 755,226,547円 (455,210,051円)</li> </ul> <p>(資本的収支) ※消費税及び地方消費税を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入決算額 100,607,597円 (1,048,844,016円)</li> <li>・支出決算額 1,825,692,470円 (2,532,022,189円)</li> <li>・収入支出差引額 △1,725,084,873円 (△1,483,178,173円)</li> </ul> <p>※ 資本的収入額 (翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 13,304,969円を除く。) が資本的支出額に不足する額 1,738,389,842円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てん</p>		

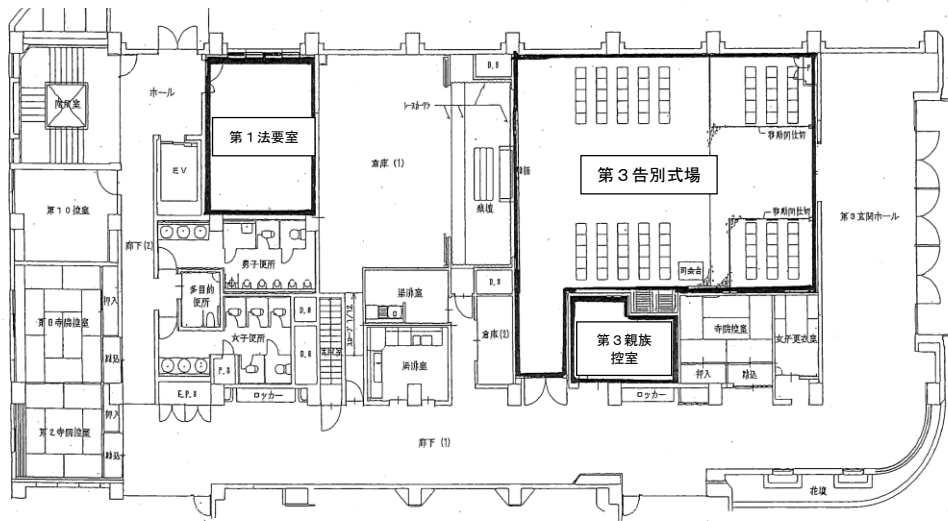


報告第 17 号	平成 27 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
<p>○ 地方自治法第 233 条第 5 項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告</p>	
報告第 18 号	平成 27 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
<p>○ 平成 28 年 3 月 31 日現在の財政状況の報告</p>	
報告第 19 号	平成 27 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
<p>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告</p>	
報告第 20 号	放棄した債権の報告について
<p>○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放棄した私債権等 139 件 5,232,626 円</li> </ul>	

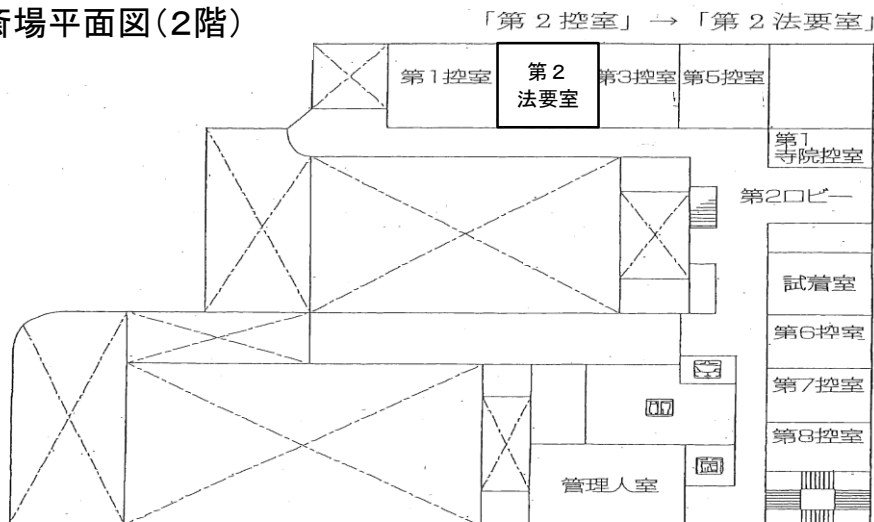
斎場平面図(1階)【改修前】



斎場平面図(1階)【改修後】



斎場平面図(2階)



## 下水道等使用料の改定について

## 1 改定の趣旨

公共下水道事業は、施設の老朽化が進む中、下水道施設を健全に維持管理していくことが重要な課題であり、また、大規模な地震に備えた耐震対策も急務となっております。よって、下水道サービスを安定的・永続的に提供していくため公営企業会計を適用し、事業経営の安定に努めているところであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てる独立採算制が原則とされており、茨木市水道・下水道事業審議会からの答申を踏まえ、下水道使用料の改定を行うものです。

また、公設浄化槽における使用料につきましても、同様の料金体系であることから改定を行うものです。

## (1) 審議会答申(抜粋)

## 4 下水道使用料の方向性

現在設定している下水道使用料については、汚水処理経費に比べて収入が下回っており、財政計画期間の5年を考えると早期に料金改定して経費に見合う水準にすべきと考える。(①)

汚水処理経費の内訳は需要家費、固定費、変動費とあるが、うち需要家費と固定費は汚水量に関係なく発生する経費であり、基本使用料で賄うのが望ましい。(②) 現状の基本使用料は440円であるが、需要家費、固定費から算定した場合は965円となり、経費に見合う収入は得られていない。

従量料金は有収水量に応じて金額が決まり、使用水量が増加するほど使用料単価が高くなる累進制を採用している。ただ近年の茨木市の状況として、使用水量の大きな企業が撤退し、さらに現存する企業においても節水機器の整備により使用水量が減少傾向にあり、総じて大口使用者による有収水量、使用料収入が大きく減少している。企業の使用水量の変動は人口の変動以上に使用料収入へ影響を与えることから、累進度を現状より下方に改定するのが将来的に水需要の変化を考えると収入を安定させることになる。(③)

以上のことより使用料改定の内訳としては、下水道使用料収入に占める基本使用料収入割合を上げるとともに、従量料金については、将来の安定した経営のため単価の見直しを図ること、あわせて使用料全体としては累進度の軽減につながるよう検討されたい。ただし、料金改定にあたっては少子高齢化社会において社会的弱者、独居老人が増える中、低水量の使用者に対して一定の配慮が必要である。

※需要家費：使用料徴収関係経費等

固定費：施設の維持管理に必要な委託料、手数料、負担金等

変動費：施設の修繕費、光熱水費等

累進度：累進制(使用水量の増加に応じて単価が高くなる料金体系)を計るための指標

## 2 使用料改定

(1) 使用料改定率 (答申①)  $(B) \div (A) \times 100 = 6.2\%$

経費に見合う水準にし、下水道事業の安定した経営を確保するために、5年間(平成29年～33年度)の見通しに基づき必要な改定とする。

平成24年～28年度の使用料収入(税抜き) (単位：千円)

H24	H25	H26	H27	H28(見込)	5ヵ年平均(A)
3,425,185	3,431,553	3,367,244	3,385,685	3,390,492	3,400,032

使用料を改定しない場合の基準外繰入金の見通し (単位：千円)

H29	H30	H31	H32	H33	5ヵ年平均(B)
439,809	325,252	215,763	66,109	0	209,387

(2) 基本料金と従量料金改定の考え方

- ① 基本料金は、下水道事業経営において経営時に発生する固定的な費用を安定して確保するという視点と、全ての利用者に一律に求めるものであることを考慮し見直す。
- ② 従量料金については、低水量使用者の負担増を極力小さくする。
- ③ ①、②により調定件数の多い階層(20m<sup>3</sup>まで約73%)への負担増を100円(税抜き)以下になるよう設定する。
- ④ 累進度は、下げる方向とする。

(3) 改定内容

- ・基本料金(答申②) 440円 → 500円
- ・従量料金(答申③) (税抜き)

階層 (m <sup>3</sup> )	現行単価 A (円)	改定後単価 B (円)	改定率 B/A-1
1～10	36	37	2.8%
11～20	95	98	3.2%
21～30	121	126	4.1%
31～40	137	144	5.1%
41～50	143	150	4.9%
51～100	180	189	5.0%
101～500	196	206	5.1%
501～	213	225	5.6%
浴場	23	23	—

累進度 2.66 → 2.59

【累進度】最大水層単価 ÷ 1 m<sup>3</sup>当たりの最小単価

※ 1 m<sup>3</sup>当たりの最小単価 = { (基本料 + 最小単価 × 第1段水量) ÷ 第1段水量 }

(参考： 下水道使用料改定による負担の変化)

【単位：円／月】(税抜き)

1ヶ月あたり 使用水量	現行	改定後	差額	調定件数 の分布
10 m <sup>3</sup>	800	870	70	32.8%
20 m <sup>3</sup>	1,750	1,850	100	40.8%
30 m <sup>3</sup>	2,960	3,110	150	18.5%
40 m <sup>3</sup>	4,330	4,550	220	5.1%
50 m <sup>3</sup>	5,760	6,050	290	1.4%
100 m <sup>3</sup>	14,760	15,500	740	0.8%
500 m <sup>3</sup>	93,160	97,900	4,740	0.5%
1000 m <sup>3</sup>	199,660	210,400	10,740	0.1%

大阪府内使用水量別下水道使用料比較

現行と使用料改定後の比較

平成28年8月1日  
(単位:円 税込額)

使用水量 10㎡	使用水量 20㎡	使用水量 30㎡	使用水量 50㎡	使用水量 100㎡	使用水量 500㎡	使用水量 1000㎡
1 泉大津市 1,334	1 泉大津市 2,825	1 堺市 4,984	1 堺市 9,520	1 交野市 26,913	1 交野市 181,353	1 交野市 375,753
2 堺市 1,312	2 堺市 2,824	2 岸和田市 4,935	2 岸和田市 9,514	2 岸和田市 24,958	2 堺市 168,820	2 堺市 363,220
3 泉南市 1,234	3 岸和田市 2,818	3 松原市 4,793	3 柏原市 9,439	3 堺市 24,100	3 岸和田 159,742	3 松原市 353,341
4 阪南市 1,209	4 松原市 2,816	4 柏原市 4,762	4 松原市 9,415	4 松原市 23,293	4 松原市 158,941	4 泉南市 346,748
5 高石市 1,181	5 泉南市 2,778	5 泉南市 4,625	5 交野市 9,093	5 枚方市 22,237	5 泉南市 153,968	5 岸和田市 333,082
6 松原市 1,175	6 柏原市 2,754	6 枚方市 4,417	6 枚方市 8,953	6 柏原市 22,075	6 枚方市 149,029	6 枚方市 320,749
7 八尾市 1,166	7 阪南市 2,694	7 泉大津市 4,412	7 泉南市 8,924	7 泉南市 21,236	7 柏原市 143,899	7 高石市 309,996
8 交野市 1,155	8 枚方市 2,570	8 交野市 4,341	8 泉大津市 8,300	8 寝屋川市 19,913	8 寝屋川市 136,877	8 守口市 309,051
9 岸和田市 1,134	9 交野市 2,559	9 阪南市 4,260	9 寝屋川市 8,249	9 富田林市 19,878	9 高石市 135,576	9 柏原市 303,739
10 枚方市 1,123	10 高石市 2,531	10 泉佐野市 4,136	10 八尾市 8,240	10 八尾市 19,688	10 守口市 134,091	10 泉大津市 301,898
11 柏原市 1,123	11 八尾市 2,516	11 八尾市 4,136	11 泉佐野市 8,110	11 泉佐野市 19,612	11 泉大津市 132,338	11 寝屋川市 293,477
12 藤井寺市 1,065	12 泉佐野市 2,484	12 寝屋川市 4,058	12 高石市 7,920	12 東大阪市 19,610	12 藤井寺市 130,557	12 四条畷市 290,769
13 富田林市 1,064	13 藤井寺市 2,383	13 高石市 4,032	13 藤井寺市 7,815	13 泉大津市 19,586	13 東大阪市 129,770	13 藤井寺市 287,697
14 和泉市 1,036	14 寝屋川市 2,363	14 藤井寺市 3,992	14 富田林市 7,728	14 高石市 19,584	14 富田林市 127,878	14 東大阪市 280,430
15 摂津市 1,026	15 富田林市 2,339	15 富田林市 3,818	15 東大阪市 7,677	15 藤井寺市 19,533	15 四条畷市 124,989	15 泉佐野市 273,628
16 河内長野市 982	16 河内長野市 2,290	16 摂津市 3,812	16 阪南市 7,608	16 高槻市 18,097	16 泉佐野市 124,588	16 八尾市 269,438
17 寝屋川市 980	17 摂津市 2,257	17 羽曳野市 3,767	17 高槻市 7,405	17 河内長野市 18,403	17 八尾市 123,638	17 富田林市 262,878
18 大阪狭山市 972	18 和泉市 2,203	18 高槻市 3,755	18 摂津市 7,398	18 四条畷市 17,853	18 羽曳野市 118,743	18 羽曳野市 262,383
19 泉佐野市 972	19 羽曳野市 2,190	19 東大阪市 3,702	19 羽曳野市 7,395	19 羽曳野市 17,655	19 河内長野市 120,355	19 和泉市 243,777
20 羽曳野市 959	20 大阪狭山市 2,181	20 河内長野市 3,802	20 河内長野市 7,279	20 摂津市 17,388	20 大阪狭山市 115,959	20 高槻市 241,549
21 茨木市(改定案) 939	21 四条畷市 2,166	21 四条畷市 3,694	21 四条畷市 6,999	21 阪南市 17,058	21 高槻市 112,489	21 河内長野市 247,795
22 守口市 906	22 守口市 2,018	22 大阪狭山市 3,618	22 大阪狭山市 6,987	22 茨木市(改定案) 16,740	22 和泉市 110,937	22 大阪狭山市 240,159
23 東大阪市 905	23 東大阪市 2,049	23 和泉市 3,499	23 守口市 6,544	23 大阪狭山市 16,599	23 阪南市 106,158	23 阪南市 230,358
24 四条畷市 892	24 茨木市(改定案) 1,998	24 守口市 3,369	24 和泉市 6,609	24 守口市 16,479	24 摂津市 105,948	24 茨木市(改定案) 227,232
25 茨木市 864	25 高槻市 1,929	25 茨木市(改定案) 3,358	25 茨木市(改定案) 6,534	25 和泉市 16,329	25 茨木市(改定案) 105,732	25 貝塚市 225,876
26 河内長野市 864	26 茨木市 1,890	26 茨木市 3,196	26 茨木市 6,220	26 茨木市 15,940	26 貝塚市 101,676	26 摂津市 222,048
27 高槻市 828	27 箕面市 1,829	27 貝塚市 3,051	27 貝塚市 5,988	27 貝塚市 14,844	27 茨木市 100,612	27 茨木市 215,632
28 貝塚市 804	28 貝塚市 1,819	28 箕面市 3,039	28 門真市 5,907	28 門真市 14,277	28 大東市 93,178	28 箕面市 210,031
29 箕面市 792	29 河内長野市 1,792	29 門真市 2,991	29 箕面市 5,803	29 大東市 13,690	29 箕面市 91,231	29 大東市 208,198
30 吹田市 737	30 門真市 1,749	30 河内長野市 2,710	30 大東市 5,320	30 箕面市 13,687	30 門真市 89,877	30 門真市 195,177
31 門真市 723	31 大東市 1,615	31 大東市 2,706	31 吹田市 5,100	31 吹田市 12,930	31 河内長野市 86,788	31 池田市 184,129
32 大東市 676	32 吹田市 1,580	32 吹田市 2,616	32 河内長野市 4,978	32 河内長野市 12,268	32 吹田市 81,834	32 河内長野市 181,288
33 池田市 583	33 豊中市 1,395	33 豊中市 2,442	33 池田市 4,687	33 池田市 12,193	33 池田市 82,609	33 吹田市 175,794
34 豊中市 563	34 池田市 1,328	34 池田市 2,246	34 豊中市 4,538	34 豊中市 10,802	34 豊中市 72,578	34 豊中市 171,398

※大阪府内における町村については比較の対象から外している。

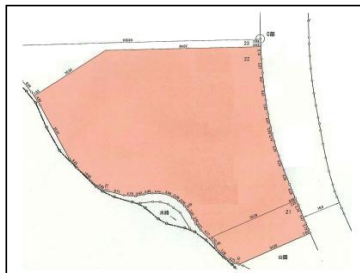
●位置図

1 彩都中部地区所在について



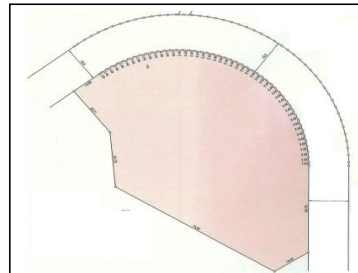
2 詳細について

◎議案第67号



	面積
彩都あかね21番	544.09㎡
彩都あかね22番	5,622.64㎡
合計	6,166.73㎡

◎議案第68号



	面積
彩都あかね3番	6,148.71㎡
合計	6,148.71㎡